長崎	長崎市民生活プラザホール	長崎市築町三番一八号
	メルカつきまちホール	
熊本	くまもと県民交流館　パレア	熊本市手取本町八番九号
大分	大分県立社会教育総合センター	別府市大字野口原三〇三〇番地一
宮崎	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番地一号

三　出願の期限

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

第一回　平成二十二年四月三十日から同年五月十九日まで。

第二回　平成二十二年九月三日から同年九月十七日まで。

また、受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○経済産業省告示第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
青森県電気工事業工業組合	青森県青森市本町二丁目九番十七号	平成二十二年三月十二日
岩手県電気工事業工業組合	岩手県盛岡市下太田榊四十八番地四十四	平成二十二年三月十二日
宮城県電気工事業工業組合	宮城県仙台市若林区東七番丁百五十七番地の一	平成二十二年三月十二日
秋田県電気工事業工業組合	秋田県秋田市泉南一丁目一番十八号	平成二十二年三月十二日
山形県電気工事業工業組合	山形県山形市あこや町一丁目五番八号	平成二十二年三月十二日
福島県電気工事業工業組合	福島県福島市御山字稲荷田三十一番地の二	平成二十二年三月十二日
新潟県電気工事業工業組合	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町千二百三番地	平成二十二年三月十二日
愛知県電気工事業工業組合	愛知県名古屋市東区東桜一丁目二番十四号	平成二十二年三月十二日
京都府電気工事業工業組合	京都府京都市南区東九条宇賀辺町八番地	平成二十二年三月十二日
徳島県電気工事業工業組合	徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地	平成二十二年三月十二日
香川県電気工事業工業組合	香川県高松市三名町字東原三十番七	平成二十二年三月十二日
愛媛県電気工事業工業組合	愛媛県松山市二番町四丁目四番地四	平成二十二年三月十二日
高知県電気工事業工業組合	高知県高知市大原町八十七番地の八	平成二十二年三月十二日
福岡県電気工事業工業組合	福岡県福岡市中央区高砂一丁目十八番十四号	平成二十二年三月十二日
佐賀県電気工事業工業組合	佐賀県佐賀市八丁畷町十一番八号	平成二十二年三月十二日
熊本県電気工事業工業組合	熊本県熊本市上水前寺二丁目十六番十六号	平成二十二年三月十二日
大分県電気工事業工業組合	大分県大分市大字片島四百四十番地の二	平成二十二年三月十二日
宮崎県電気工事業工業組合	宮崎県宮崎市下原町二百五十六番地	平成二十二年三月十二日
鹿児島県電気工事業工業組合	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目三番十一号	平成二十二年三月十二日
沖縄県電気工事業工業組合	沖縄県那覇市古波蔵四丁目十二番七号	平成二十二年三月十二日

○経済産業省告示第四十九号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、保安検査の方法を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

表第一号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－４（２００５）保安検査基準（冷凍保安規則関係）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－４（２００９）保安検査基準（冷凍保安規則関係）」に改め、同表第二号上欄中「第六号」の下に「及び第八号」を加え、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２００５）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２００９）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）」に、「４．３（３）」を「４．３．１（３）、４．３．１の解説１７、４．３．２」に改め、同表第三号上欄中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２００５）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２００９）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）」に、「４．３（３）」を「４．３．１（３）、４．３．１の解説１６、４．３．２」に改め、同表第四号上欄中「又は第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２００５）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２００９）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。）」に、「４．３（３）」を「４．３．１（３）、４．３．１の解説１６、４．３．２」に改め、同表第五号下欄中「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫＳ　０８５０－７（２００５）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」を「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫＳ　０８５０－７（２００９）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」に改め、同表第六号上欄中「製造施設」の下に「（第八号に掲げる製造施設を除く。）」を加え、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２００５）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２００９）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）」に、「４．３（３）」を「４．３．１（３）、４．３．１の解説１７、４．３．２」に改め、同表第七号の次に次のように加える。

八　第二号から第四号までの及び第六号に掲げる製造施設であって、高圧ガス設備に設置されたフレキシブルチューブ	第二号　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２００９）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））４．３．１ 第三号　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２００９）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））４．３．１ 第四号　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２００９）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。））４．３．１ 第六号　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２００９）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）４．３．

附　則

この告示は、公布の日から施行する。